

道路の位置の指定申請・審査の手引き

新居浜市建設部建築指導課
平成27年4月1日 作成

目 次

1	道路の位置の指定とは	・・・ P 1
2	道路の位置の指定に関する基準	
(1)	建築基準法による基準__第 42 条第 1 項	・・・ P 2
(2)	建築基準法施行令による基準__第 144 条の 4 第 1 項	・・・ P 3
(3)	建築基準法施行規則による基準__第 9 条及び第 10 条	・・・ P 4
(4)	建設省告示__第 1837 号	・・・ P 6
(5)	新居浜市建築基準法施行規則による基準__第 12 条	・・・ P 7
3	道路の位置の指定の申請手続き	
(1)	指定申請の流れ	・・・ P 9
(2)	事前相談	・・・ P 10
(3)	本申請	・・・ P 12
(4)	工事着手・完了検査	・・・ P 15
(5)	告示・通知	・・・ P 16
4	指定の変更・廃止手続き	
(1)	変更（一部廃止）・廃止申請の流れ	・・・ P 17
(2)	開発行為等に伴う廃止	・・・ P 17
5	道路の位置の指定の技術基準	
(1)	道路の構造に関する基準	・・・ P 18
(2)	道路の幅員や形態に関する基準	・・・ P 19
(3)	回転広場の形状	・・・ P 24
(4)	道路延長の起点及び角切り位置	・・・ P 29
(5)	その他の構造基準	・・・ P 32

資料

☐ 関係窓口一覧 ・・・ P 33

☐ 様 式 ・・・ P 34

1 道路の位置の指定とは（法第42条第1項第5号）

位置指定道路とは、土地を建物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法そのほかの公法によらないで築造する、政令で定める基準に適合する道で、「特定行政庁が利害関係人の申請に基づき位置の指定をした、幅員4メートル以上の私道」のことです（建築基準法第42条第1項5号）。

つまり、位置指定道路は、道路法により定められた、いわゆる公道とは別の建築基準法で定められる私道のひとつです。特定行政庁から位置指定を受けると、私道は一般交通の用に供されます。具体的には、私道内の建築は制限され、また私道の廃止、変更が制限され、私道部分は建物の敷地には参入されなくなるなどの効果が生じます（建築基準法44条・45条）。

また、造成区域の規模が1,000㎡以上の場合には、都市計画法による開発許可を得て道路を造ることとなりますが、1,000㎡未満の場合で、現況道路に接していない土地を宅地とするために、道路（私道）を造る際は、宅地の道路との関係から道路の位置の指定を受けることが必要となります。

道路の位置の指定にあたっては、幅員や形状、排水施設等、道路としての具体的な基準によって整備する必要があり、また、道路となる部分の土地に係る関係権利者全員の承諾が必要となります。

※道路の位置の指定を受けた私道は、所有者の責任において、道路として通行を損なわないよう常時適正な状態（日常的な自動車等の駐車、植木鉢やプランターの設置等を行わない状態）で維持管理しなければなりません。

ただし、新居浜市位置指定道路の帰属及び管理に関する要綱に該当する場合、道路の位置の指定を受けた私道を新居浜市へ移管することができます。

2 道路の位置の指定に関する基準

(1) 建築基準法による基準（第42条第1項）

(道路の定義)

第42条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員4メートル以上のものをいう。

- 一 道路法（昭和27年法律第180号）による道路
- 二 都市計画法、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）、新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）又は密集市街地整備法（第六章に限る。以下この項において同じ。）による道路
- 三 この章の規定が適用されるに至った際現に存在する道
- 四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
- 五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

(2) 建築基準法施行令による基準（第144条の4第1項）

道路の位置の指定（法第42条第1項第五号）の規定により、建築基準法施行令（以下「施行令」という。）第144条の4で定める基準は、次に掲げるものとされています。

（道に関する基準）

第144条の4 法第42条第1項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路とすることができる。

イ 延長が35メートル以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ 幅員が6メートル以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。

三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

四 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。

五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

(3) 建築基準法施行規則による基準（第9条及び第10条）

(道路の位置の指定の申請)

第9条 法第42条第1項第五号 に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副二通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

(指定道路等の公告及び通知)

第10条 特定行政庁は、法第42条第1項第四号 若しくは第五号 、第2項若しくは第4項又は法第68条7第1項 の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類
- 二 指定の年月日
- 三 指定道路の位置
- 四 指定道路の延長及び幅員

2 特定行政庁は、法第四十二条第三項の規定による水平距離の指定（以下この項及び次条において「水平距離指定」という。）をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 水平距離指定の年月日
- 二 水平距離指定に係る道路の部分の位置
- 三 水平距離指定に係る道路の部分の延長
- 四 水平距離

3 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(4) 建設省告示（第1837号）

昭和45年建設省告示第1837号

道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項第1号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道の中心線から水平距離が2メートルをこえる区域内において小型4輪自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する小型自動車で4輪のものをいう。次号において同じ。）のうち最大なものが2台以上停車することができるものであること。
- 二 小型4輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

別表第1

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。）にあつては、その総排気量が二・〇〇リットル以下のものに限る。）	四・七〇メートル以下	一・七〇メートル以下	二・〇〇メートル以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び三輪自動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			

(5) 新居浜市建築基準法施行規則による基準（第12条）

（道路の位置の指定申請）

第12条 省令第9条の規定による道路の位置の指定申請は、道路の位置の指定(変更・廃止)申請書(第9号様式)によるものとする。

2 前項に規定する申請書には、省令第9条に規定するもののほか、次の表に掲げる図書を添付しなければならない。

図書の種類		図書の部数
(1)	指定を受けようとする道路(以下この条において「道路」という。)となる土地の所有者の印鑑証明及びその登記事項証明書	各1通
(2)	道路の横断面図及び既設道路との接続部分の縦断面図 縮尺20分の1以上 道路の縦断面図(勾配の判定できる図面) 縮尺 300分の1以上	正副 各1通
(3)	道路を利用して敷地となる土地の敷地割図及びその合計面積 縮尺300分の1以上	正副 各1通
(4)	道路及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設の配置図及び構造図 縮尺 300分の1以上及び20分の1以上	正副 各1通

3 市長が周囲の状況により必要がないと認める場合は、前項に規定する図書の一部を省略することができる。

- 4 申請者は、第1項の申請に係る道路の工事が完了したときは、道路の築造工事完了届(第10号様式)を市長に提出しなければならない。
- 5 省令第10条第3項の規定による道路の位置の指定通知は、第1項に規定する申請書の副本にその旨を記載して申請者に交付することによって行う。
- 6 前項の規定による指定通知に係る道路の位置の指定を変更し、又は廃止しようとするときは、前各項(第4項を除く。)の規定を準用するほか、指定を受けた道路に接する敷地所有者の印鑑証明を添えた承諾書を市長に提出しなければならない。ただし、廃止しようとするときは第2項の表第2号、第3号及び第4号並びに第3項の規定を準用せず、当該道路位置指定の通知書を添えて提出するものとする。

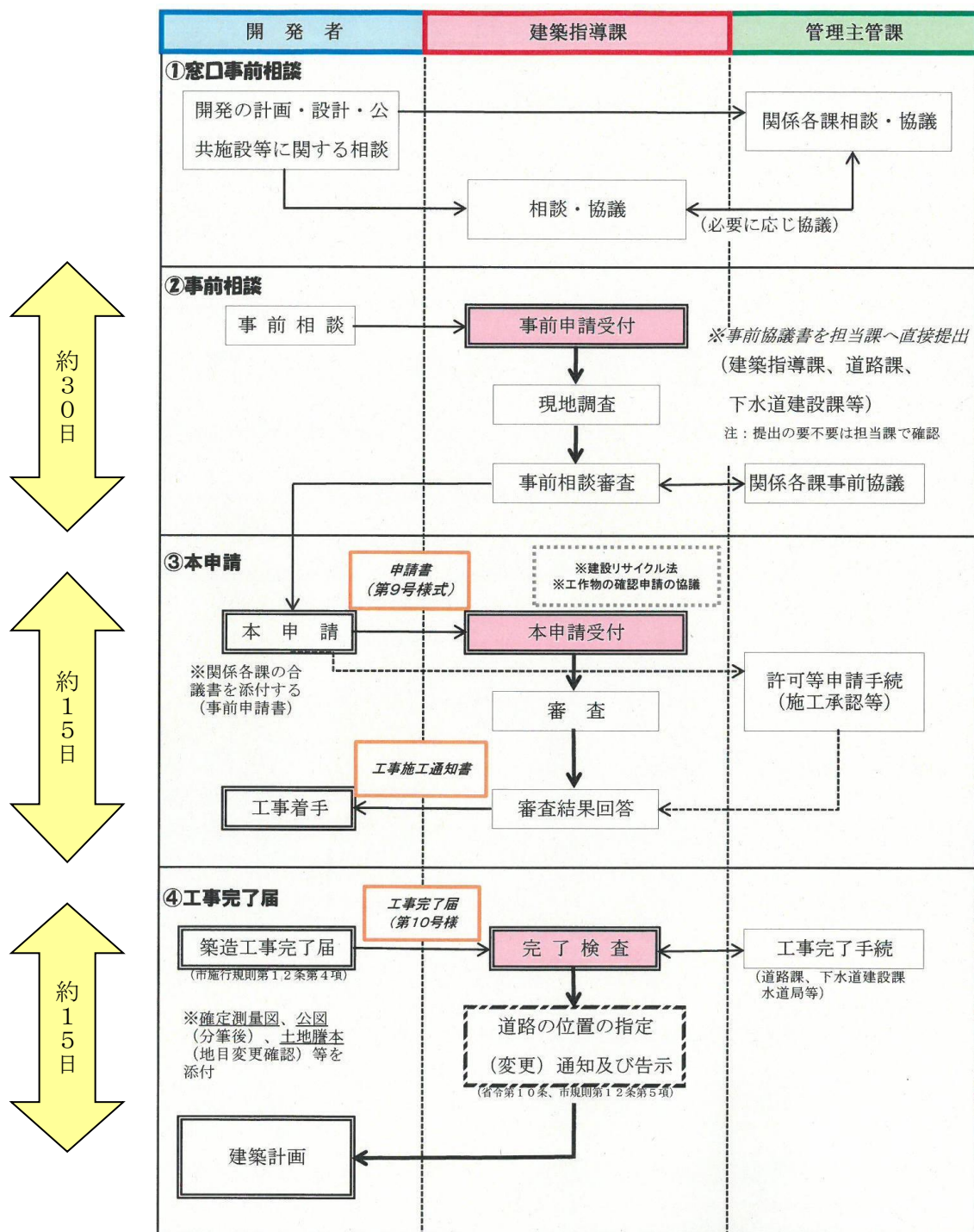
(平12規則7・平17規則47・平24規則17・一部改正)

3 道路の位置の指定の申請手続き

(1) 指定申請の流れ

道路の位置の指定の申請手続きは、次の申請の流れに沿って行います。

(変更の場合も同様)



※ 申請に係る期間は、標準的な日数です。

(2) 事前相談

道路の位置の指定を受けようとする場合は、その指定の申請に先立ち「道路位置指定（変更）事前相談書（第1号様式）」の提出が必要となります。これは、事前に計画内容、技術基準及び他法令の適合性等に関する審査を行い、申請書類や道路構造等が適合した時点で円滑に本申請が提出できるようにしているものです。

ア 提出書類と記載事項

事前相談に必要な図書と記載事項は次のとおりです。（提出部数は3部。）

	図書の種類	縮尺	記 載 事 項	備 考
1	道路位置指定（変更）事前相談書		・別添様式（第1号様式）による	・委任状は省略可
2	土地・建物登記事項証明書		・指定道路敷に係る土地及び建物の登記事項証明書（写しで可）	
3	位置図		・住宅明細地図程度 ・方位、申請道路の位置、付近の目標	・申請道路部分、開発範囲は赤枠 ・各図面の方位を合わせる
4	公図の写し	1/500	・法務局備付け原図からの写し	
5	現況図	1/200以上	・敷地内及び周辺の状況（既存建物等図示）	
6	敷地計画図	1/200以上	・道路の位置及び道路の築造計画等 ・接続する道路の道路種類、幅員 ・敷地内及び周辺の状況（用途地域界・都市計画道路等）	
7	求積図・求積表	1/300以上	・接続する道路の幅員 ・申請道路の幅員、延長、周囲及び隅切り長さ ・申請道路の部分及び建築敷地等の求積	
8	道路断面図	1/20以上	・道路の構造（幅員、勾配）、申請道路に接する擁壁及び塀等の構造図	
9	排水計画図	1/200以上	・敷地計画図と兼ねても可	・申請道路部分は赤枠
10	高低測量図	1/200以上	・敷地が平坦な場合は、敷地計画図と兼ねても可	・申請道路部分は赤枠
11	構造詳細図	1/20以上	・道路、排水施設、擁壁、工作物等（断面、平面、排水施設構造）	
12	境界査定図の写し		・道路、水路の境界査定図の写し	・申請部分は赤枠
13	その他必要な図書		・既存建築物の建築基準法上のチェック資料等 ・現況写真（全区域、全面道路、水路等）	

イ 関係各課との調整

事前相談と並行して、道路や下水道などの技術基準及び他法令の適合性等について関係各課との調整を行ってください。また、必要に応じて、他の関係機関等との調整を行うようにしてください。

事前調整の結果、必要な許可申請や届出の手続き等は、申請者と関係各課との間で直接行っていただき位置の指定を受ける上で必要と認める許可については、本申請の際に許可の写しを添付してください。

(3) 本申請

本申請は、事前相談による審査が終了し、提出図書等の準備や関係権利者の同意が得られた段階で「道路の位置の指定（変更・廃止）申請書（第9号様式）」を提出してください。

（指定・変更）申請手数料：50,000円

ア 提出図書と記載事項

本申請に必要な図書は次のとおりです。（正・副の2部です。）

	図書の種類	縮尺	記 載 事 項	備 考
1	道路位置指定申請書		・別添様式（第9号様式）による	・正、副提出
2	承諾書		・別添様式（第2号様式）による ・共有物件は全権利者名（実印を押印） ・相続関係を明らかにする必要がある時は、除籍謄本、相続協議書等を添付する。	・承諾年月日は、関係権利者別に承諾を得た日とする ・印鑑証明等は3カ月以内のもの
3	土地・建物登記事項証明書		・関係権利者の土地及び建物の登記事項証明書（原本） ・受付日以前の3カ月以内のもの	
4	土地の関係権利者等の印鑑登録証明書		・承諾者全員の受付日以前の3カ月以内のもの ・登記上と印鑑登録の住所が異なる場合は住民票等を添付し関係を明らかにすること ・法人の場合は、代表者証明書を添付	
5	委任状		・代理人による申請の場合	
6	位置図		・住宅明細地図程度 ・方位、申請道路の位置、付近の目標	・申請道路部分、開発範囲は赤枠 ・各図面の方位を合わせる
7	公図の写し	1/500	・法務局備付け原図からの写し	
8	現況図	1/200以上	・敷地内及び周辺の状況（既存建物等図示）	
9	敷地計画図	1/200以上	・道路の位置及び道路の築造計画等 ・接続する道路の道路種類、幅員 ・敷地内及び周辺の状況（用途地域界・都市計画道路等）	
10	求積図・求積表	1/300以上	・接続する道路の幅員 ・申請道路の幅員、延長、周囲及び隅切り長さ ・申請道路の部分及び建築敷地等の求積	
11	道路断面図	1/20以上	・道路の構造（幅員、勾配）、申請道路に接する擁壁及び塀等の構造図	
12	排水計画図	1/200以上	・敷地計画図と兼ねても可	・申請道路部分は赤枠
13	高低測量図	1/200以上	・敷地が平坦な場合は、敷地計画図と兼ねても可	・申請道路部分は赤枠
14	構造詳細図	1/20以上	・道路、排水施設、擁壁、工作物等（断面、平面、排水施設構造、 <u>カタログ</u> 等）	
15	境界査定図の写し		・道路、水路の境界査定図の写し	・申請部分は赤枠
16	その他必要な図書		・既存建築物の建築基準法上のチェック資料等 ・現況写真（全区域、全面道路、水路等）	

イ 手続上の留意点・注意事項

- ①申請者（築造主）は、原則として道路を築造しようとする者とする。
- ②申請代理者は、原則有資格者（建築士、測量士、行政書士、土地家屋調査士等）とする。
- ③道路の位置の指定を受けようとする指定道路敷の土地は、建築敷地と区分し、「公衆用道路」として分筆登記するようにしてください。

なお、分筆の時期は、工事完了届を提出する前に全て終わらせることとし、築造工事完了届を提出後、指定告示までの間に権利の変更が生じないように注意してください。

- ④本申請前に、道路及び水路等公有地との境界確定を必ず済ませてください。
- ⑤道路の位置の指定を受けようとする指定道路敷の土地に接する隣地等については、民民の境界確定を済ませてから図面等の作成を行うようにしてください。なお、境界杭の位置を図面に明示してください。
- ⑥道路の位置の指定により、法の制限（道路斜線、建ぺい率、容積率等）を新たに受けることとなる建築物がある場合は、法の制限が新たに生じたことによる検討をした上で、検討結果図書を添付してください。

- ⑦建築基準法第88条第1項の工作物の確認を要する工事が含まれている場合は、本申請に併せて当該工作物にかかる確認申請の手続きをしてください。
- なお、工事着手までには確認通知書の写しを提出してください。

ウ 関係権利者の同意

道路の位置の指定を受けた土地は、道路としての性格上、建築物等を築造することができなくなり（法第44条及び法第45条）、私有地であっても利用の制限が課せられるようになります。

そこで、道路の位置の指定の申請にあたっては、指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地、又は指定を受けようとする道路に隣接する土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の「承諾書」が必要になります。

□ 関係権利者の範囲

① 申請道路の土地に関して権利を有するもの。
② 申請道路の土地に存する建築物又は工作物に関して権利を有するもの。
③ <u>申請道路の土地に隣接する土地及びその土地に存する建築物又は工作物に関して権利を有するもの。</u> <u>※隣接地の権利者の承諾を得られない場合は、申請する道路は隣接地との境界線から15cm以上離してください。ただし、隣接地との境界線が明確でない場合は25cm以上離してください。（要分筆）</u>
④ 既存の私道（位置の指定の道路を除く）に接続して位置の指定を受けようとする場合、その私道に関して権利を有するもの。

(4) 工事着手・完了検査

ア 工事着手

道路の位置の指定の本申請の審査は、書類審査と工事完了検査の２段階に分かれ、書類審査が終わると、市からその旨を連絡しますので、その後に工事を着手してください。

なお、道路の築造工事の各施工段階における工事写真を必ず撮影してください。

イ 完了検査

道路の築造工事が完了したら、「築造工事完了届」（第１０号様式）を提出し完了検査を受けることとなります。

なお、工事期間中に関係権利者の変更があった場合、または、指定、告示をする上で承諾書が必要と判断した場合は築造工事完了届と同時に承諾書（印鑑証明付）を提出してください。

また、関係各課への完了届や検査手続き等が必要な場合は、申請者と関係各課との間で直接行っていただき、検査済証等の写しを添付してください。

ウ 完了検査申込み時に必要な図書と記載事項は次のとおりです。

	図書の種類	内容及び記載事項	
1	築造工事完了届	・ 第１０号様式による	3部
2	工事施工の工程写真	・ 道路、排水施設等の各段階の工程写真 ・ 完成写真（全景（工事前、後））＜A4版＞	各1部
3	その他必要な図書	・ 位置図、公図の写し（分筆後）、確定測量図、完了図	各3部
		・ 道路の位置の指定を受ける土地の謄本（地目変更確認） ・ 関係法令の検査済証等の写し	各1部

(5) 告示・通知

ア 告示

工事の完了検査に合格し、最終的な審査が終わると、道路の位置の指定の告示を行います。

イ 通知

道路の位置の指定の告示とともに、指定の通知書を申請者に交付し、正式に道路の位置の指定を受けたことになります。

4 指定の変更・廃止手続き

(1) 変更（一部廃止）・廃止申請の流れ

道路の位置の指定の変更（一部廃止）・廃止（以下「変更等」という。）手続きは、指定の申請の流れを基本に行います。

変更等の本申請をする前に、事前に変更等に伴う計画内容、技術基準及び他法令の適合性等に関する審査を行い、本申請に必要な図書等が適合した時点で変更等の本申請が提出できるようになります。

□ 変更等申請の流れ

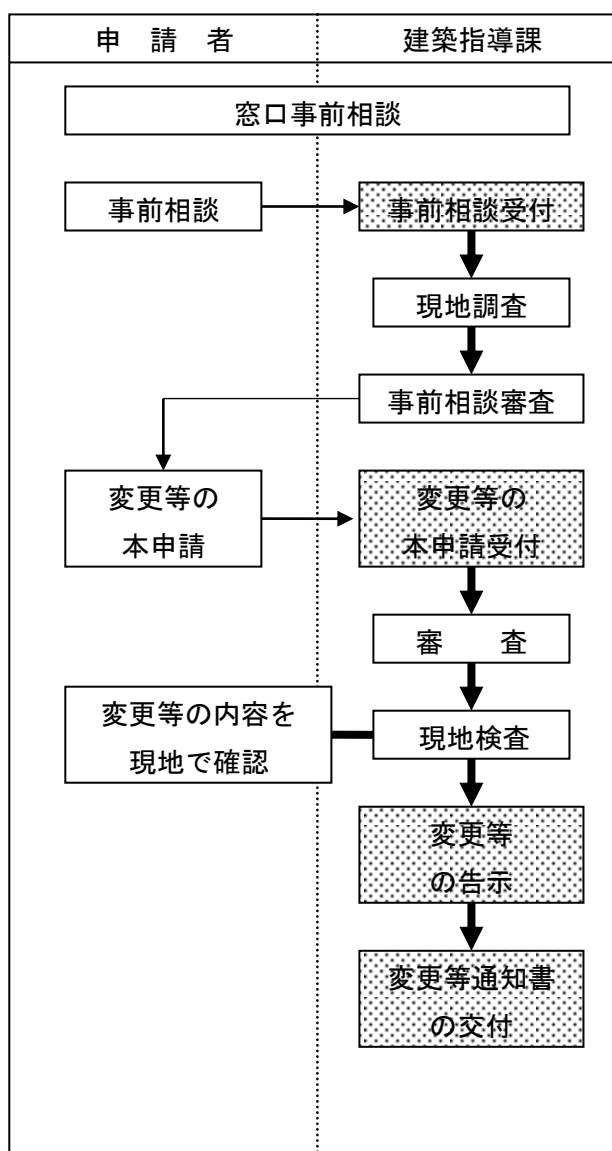
道路の位置の指定の変更等の手続きは、次の申請の流れに沿って行います。

なお、関係各課及び関係機関等との調整は必要に応じて行うようにしてください。

変更等によって、その道路に接する敷地が法第43条第1項等の規定に抵触することとなる場合は、変更等が制限されますので注意してください。

(2) 開発行為等に伴う廃止

都市計画法第29条及び第35条の2による開発許可を受けた開発区域内等に位置の指定を受けた道路の区域が全て存在する場合には、開発行為等の工事の着手をもって廃止等の申請手続きがなされたものとみなします。



5 道路の位置の指定の技術基準

(1) 道路の構造に関する基準

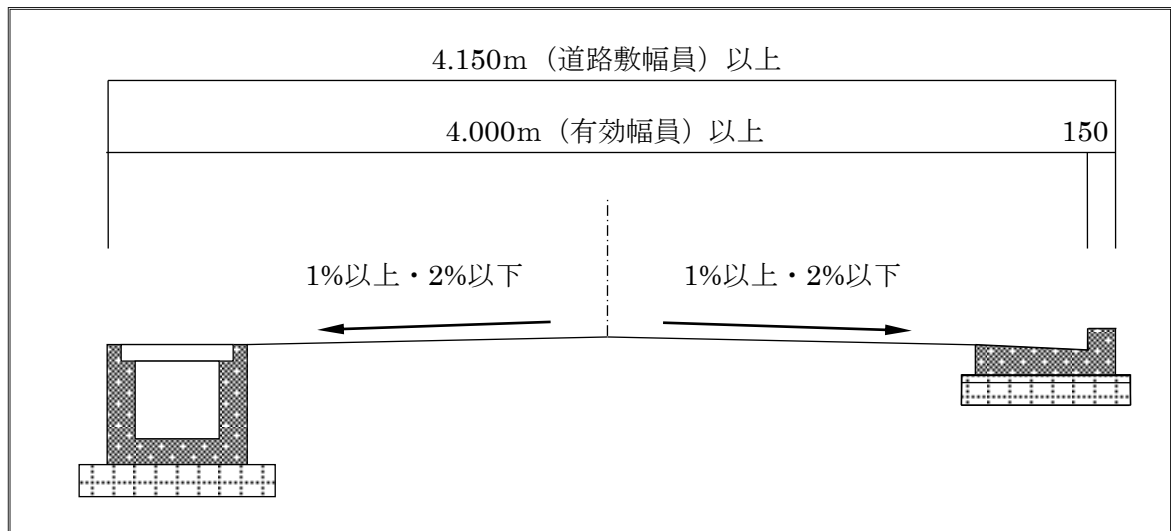
ア 道路の位置は、その指定、変更を受けた区域をコンクリートその他の耐水材料で作られている側溝、縁石、その他これらに類するもので囲うこととする。

イ 道路の表層は、原則としてアスファルト舗装（密粒又は浸透性）とする。

ウ 縦断勾配は12%以下とし、かつ階段状としないこととする。

エ 横断勾配は、原則として1%以上、2%以下とする。

□ 道路標準断面図（参考図）



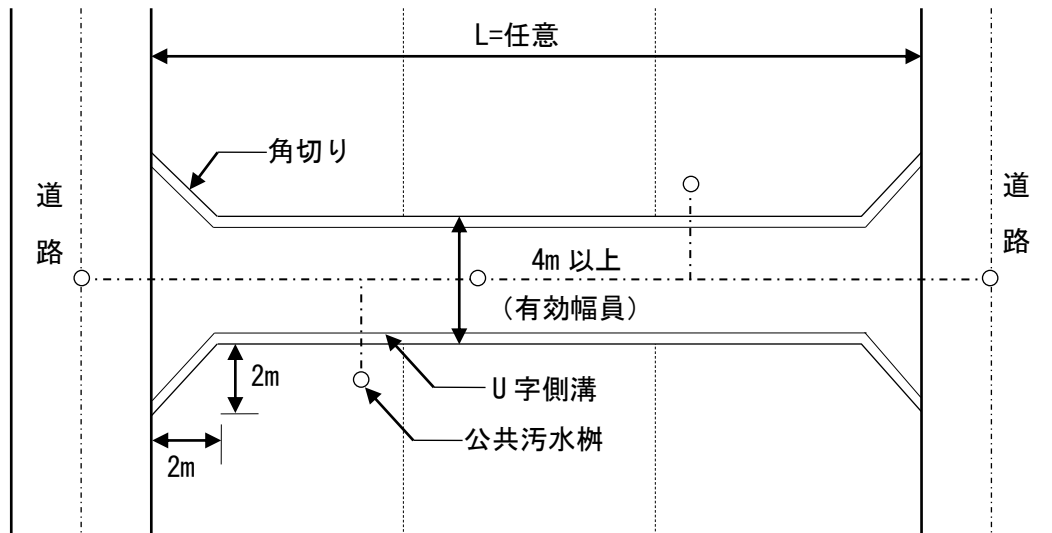
□ 道路の舗装構成

道路の舗装構成は、次の表を標準とする。ただし、路床が軟弱な場合や道路の幅員が大きい場合等の際は、「アスファルト舗装要綱」（日本道路協会）によるものとする。

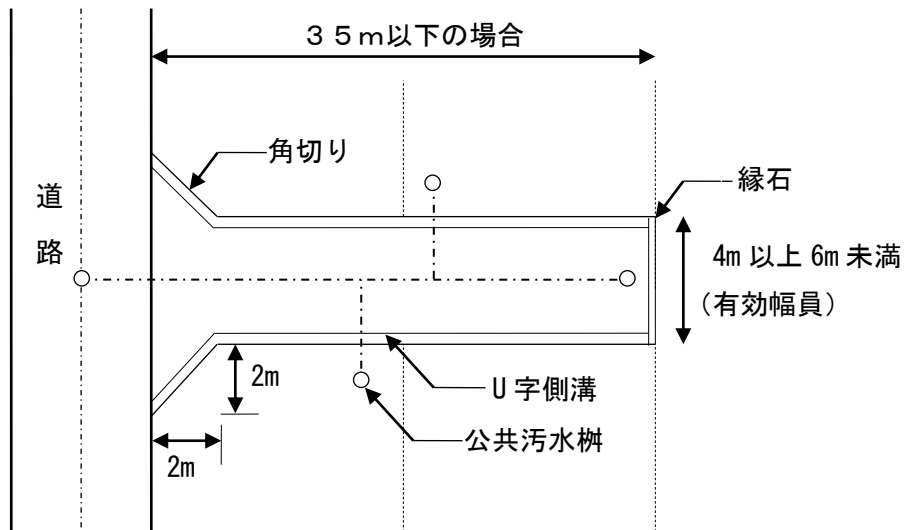
舗装構成	材 質		層 厚	
表層（アスファルト舗装）	再生密粒度	開粒度（透水性舗装） 改良Ⅱ型	40mm	幅員 6m以上
				50mm
路盤	HMS-25	RC-30	100mm	150mm
	クラッシャーラン C-40		300mm	

(2) 道路の幅員や形態に関する基準

ア 両端接続道路（政令第144の4第1項第一号）

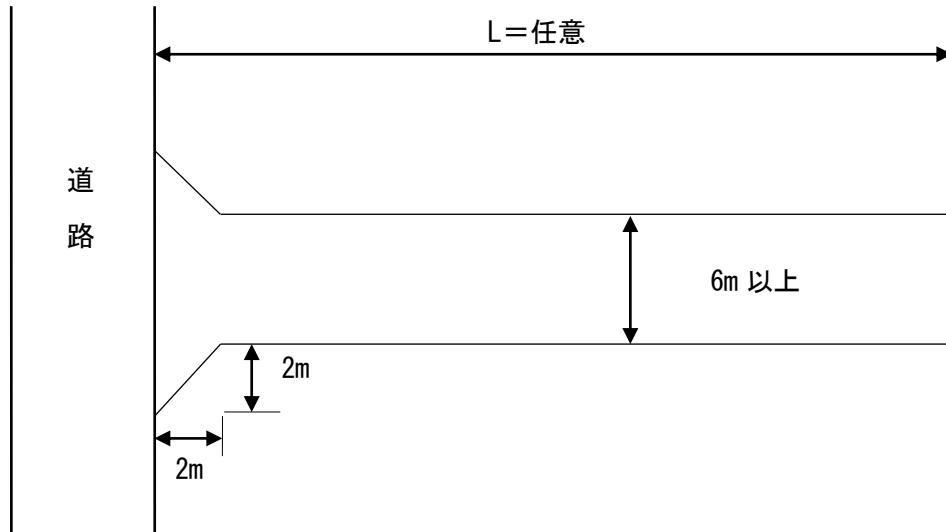


イ 延長が3.5m以内（位置指定道路幅員が4m以上6m未満の場合）

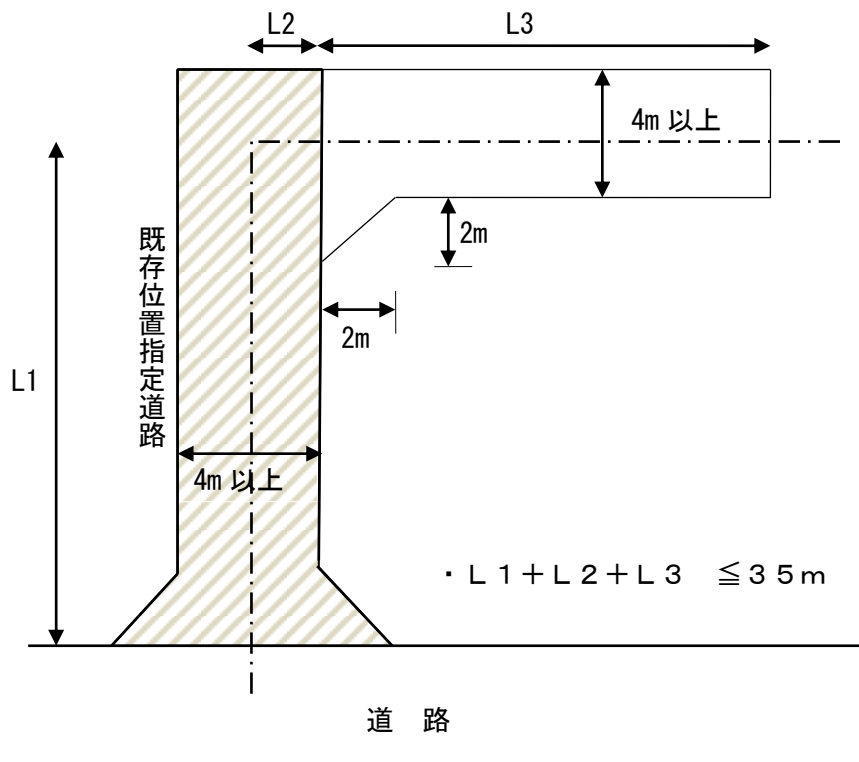


ウ 任意延長（位置指定道路幅員が6 m以上の場合）

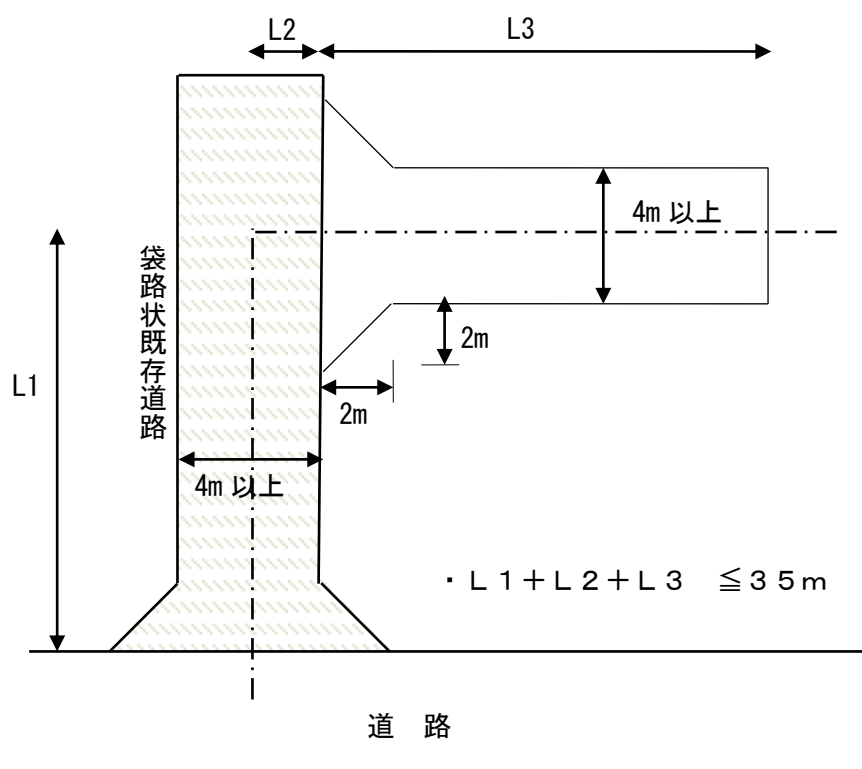
- ・ 指定道路の幅員が6 m以上の場合、指定道路内の転回広場の設置は不要です。



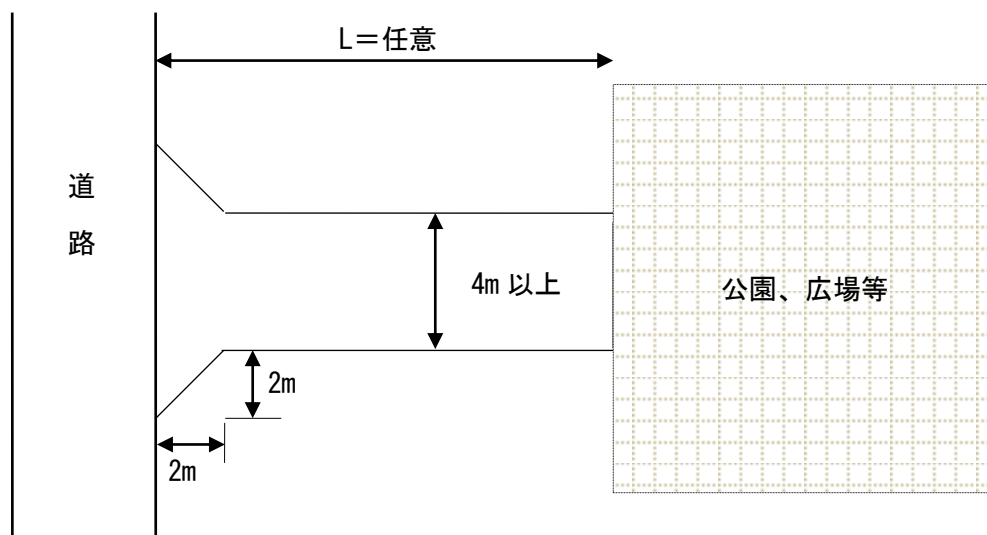
エ 袋路状既存指定道路に接続①



オ 袋路状既存道路に接続②

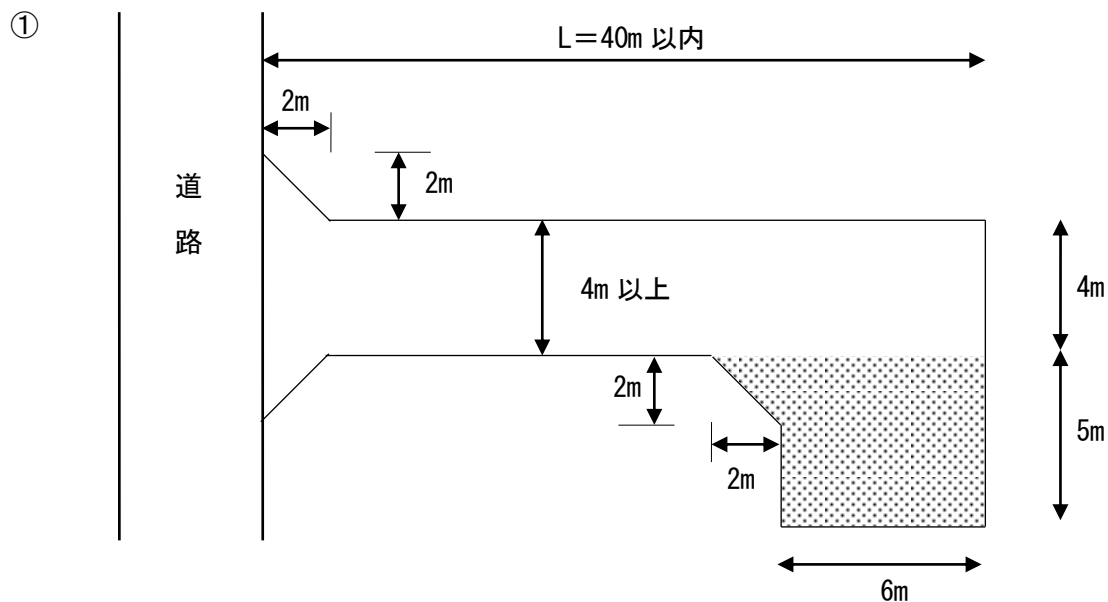


カ 終端が公園、広場等に接続



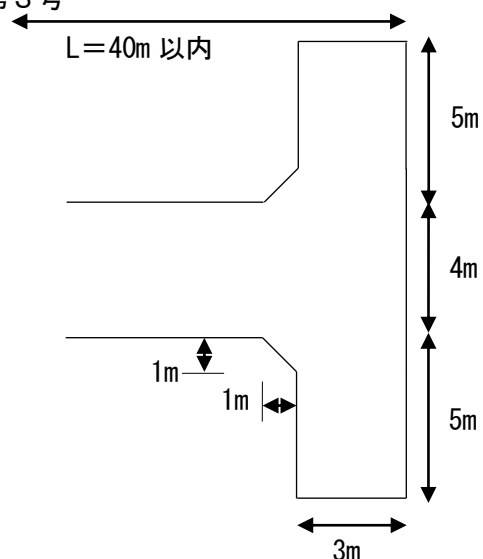
・公園、広場等は、自動車の回転に支障がないもの。

キ 延長が35mを超え40m以内の特例

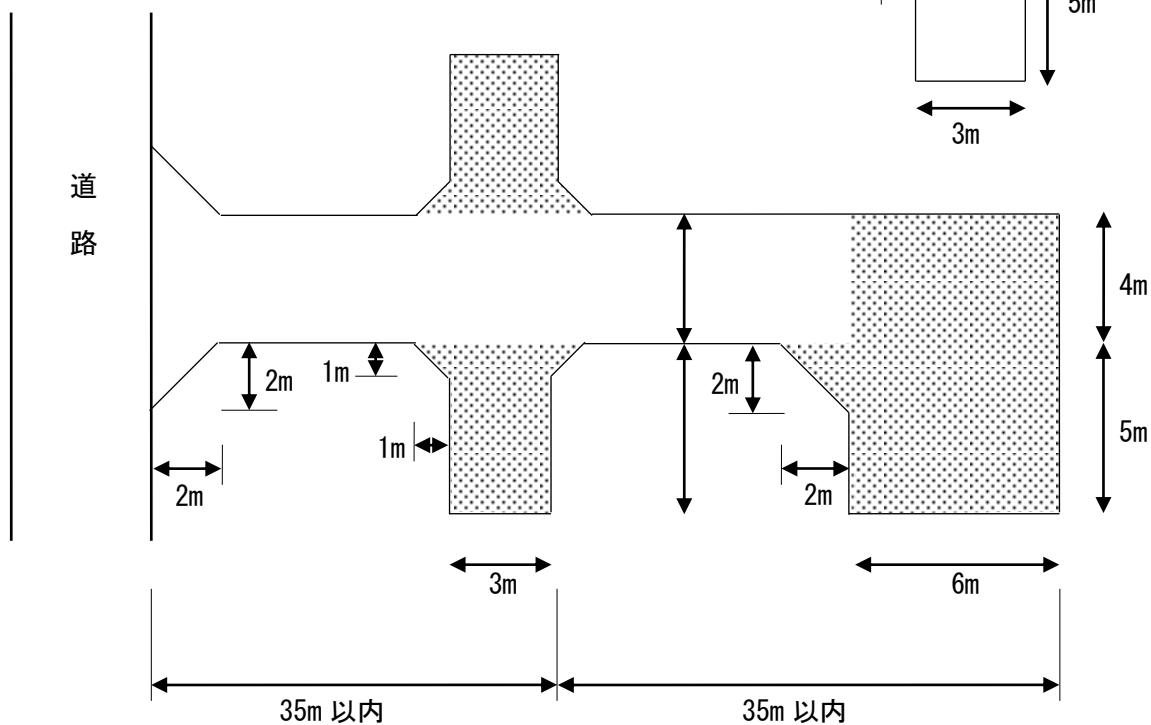


②昭和49年9月21日 建第1170号、第1第3号

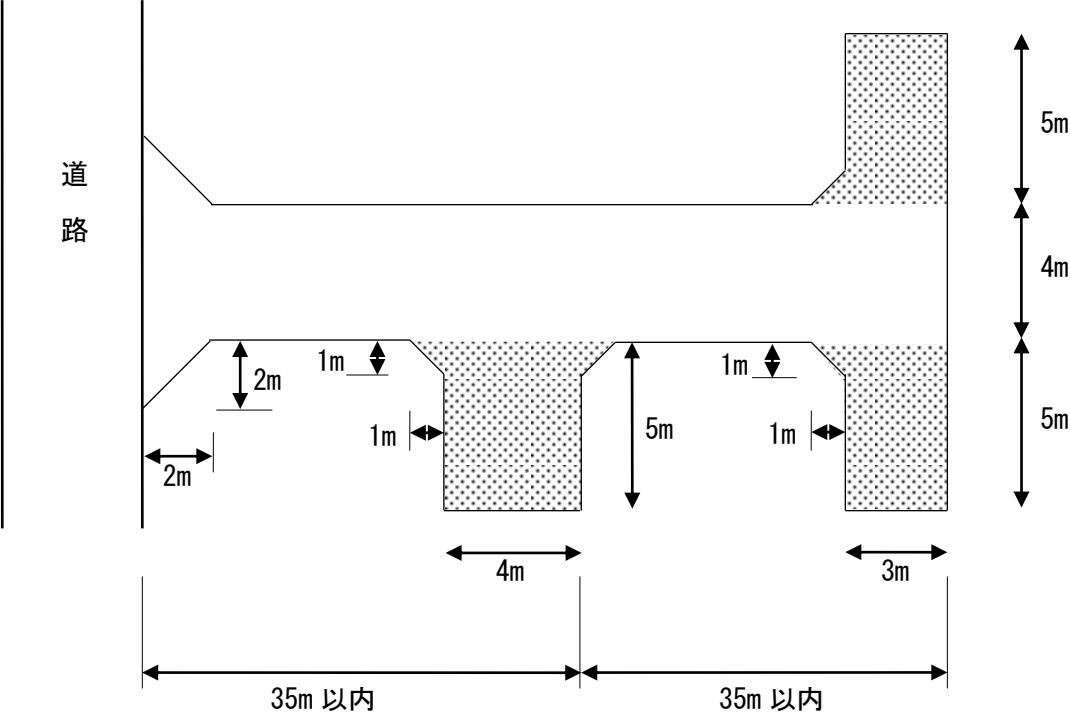
- 1 避難上又は通行について安全上支障ないと認められる場合
- 2 道路延長が40m以上延びる可能性のない場合のみ認める



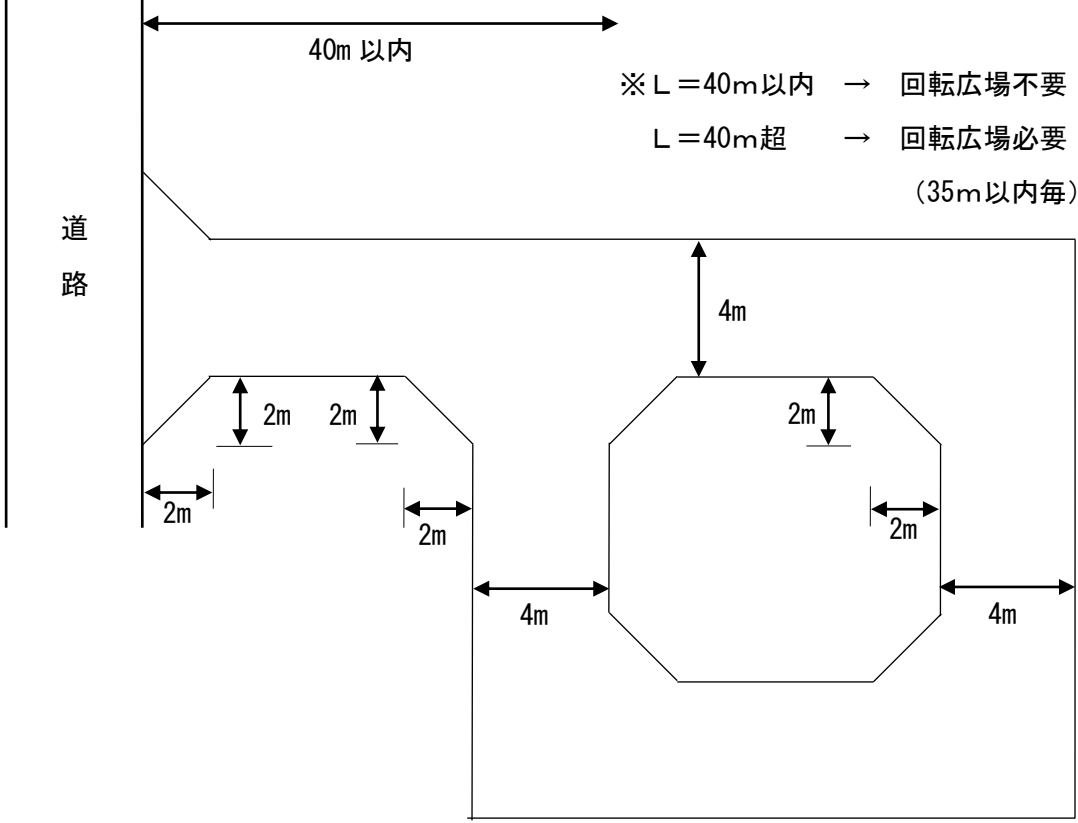
ク 延長が35m以上（基本型①）



ケ 延長が35m以上（基本型②）

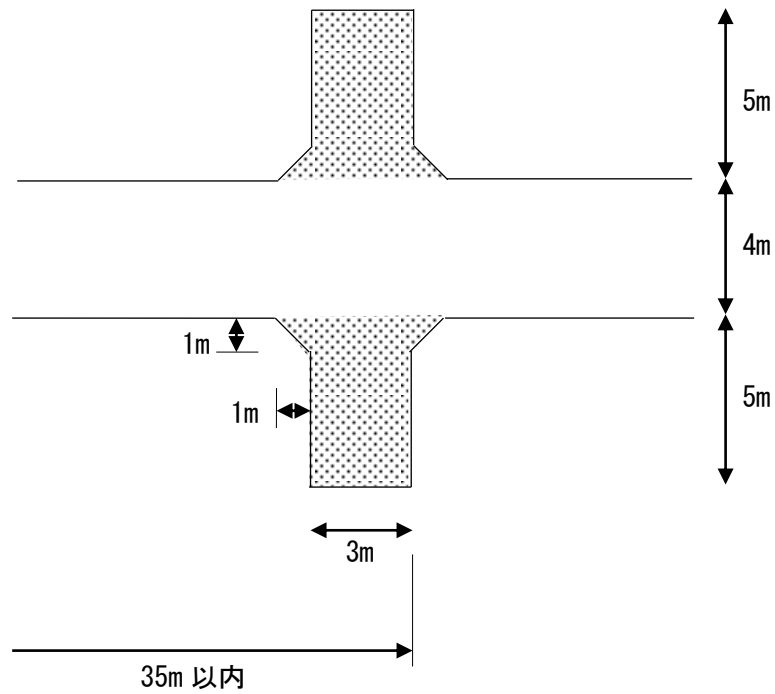


コ その他

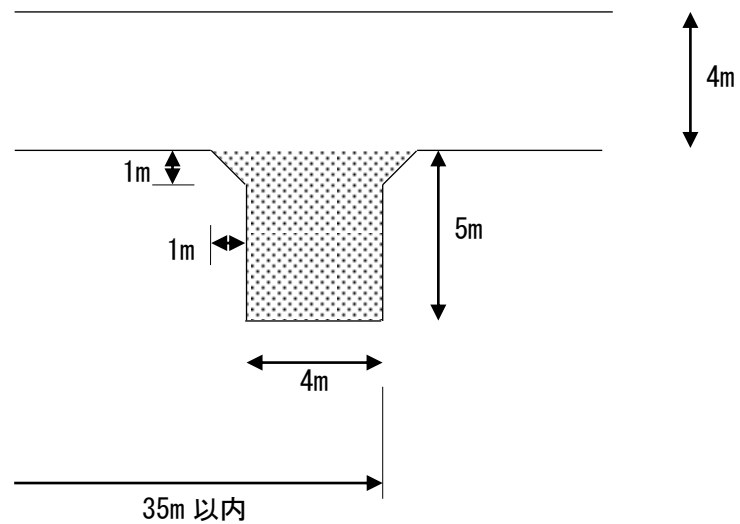


(3) 回転広場の形状

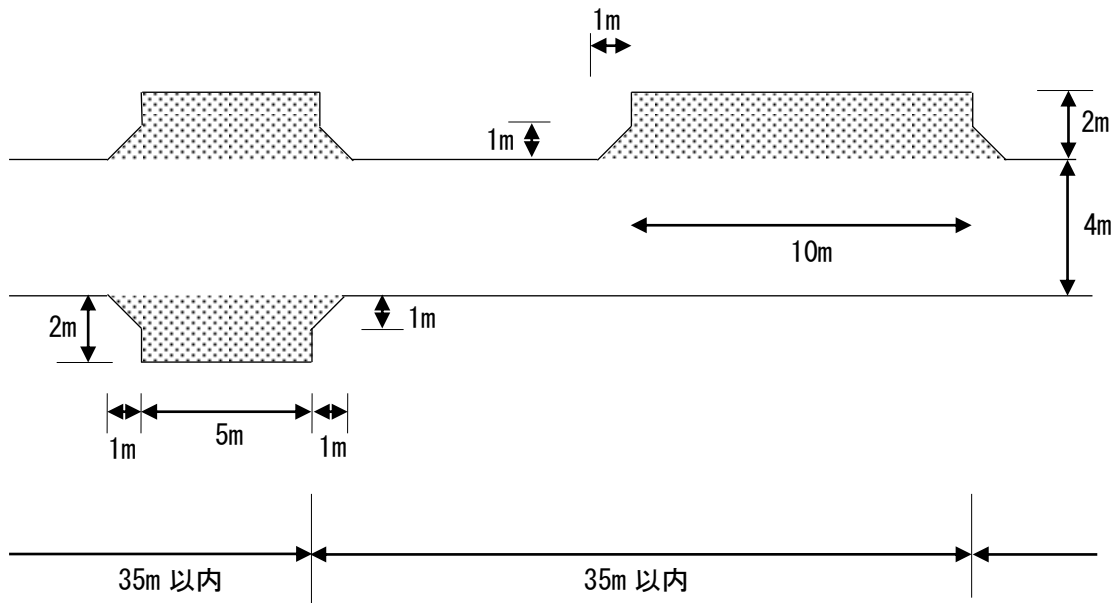
ア 中間転回広場①（両側転回広場）



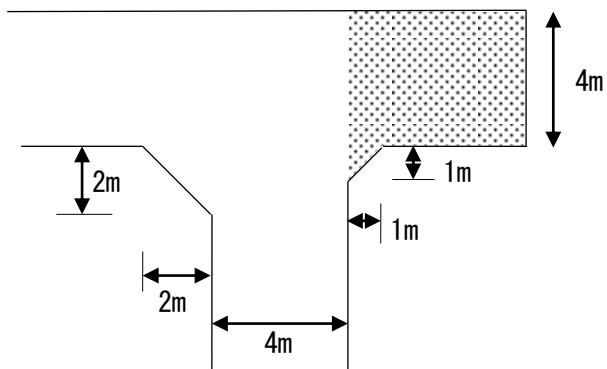
イ 中間転回広場②（片側転回広場）



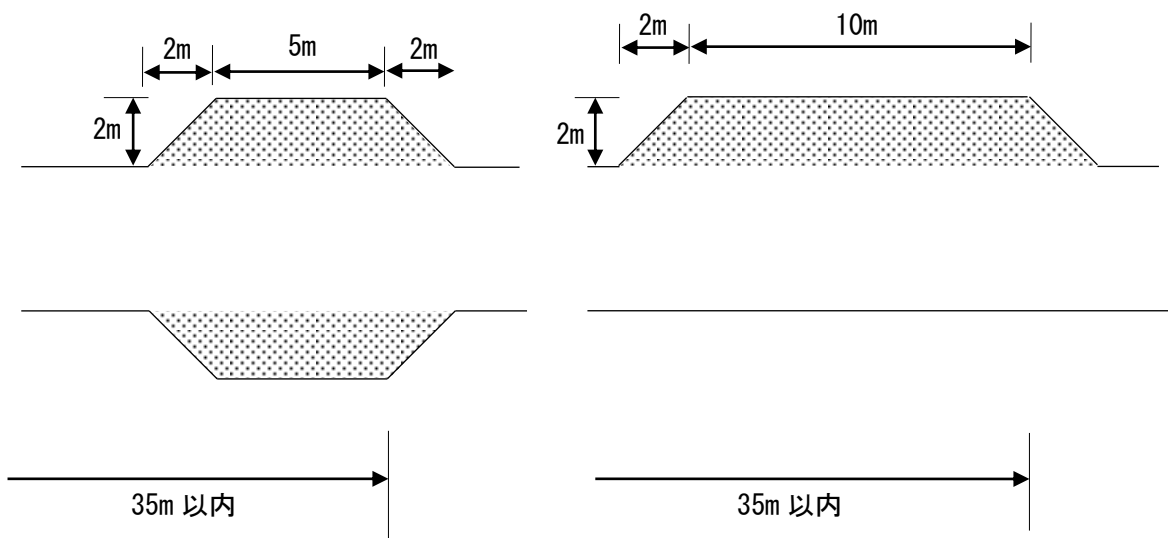
ウ 中間転回広場③



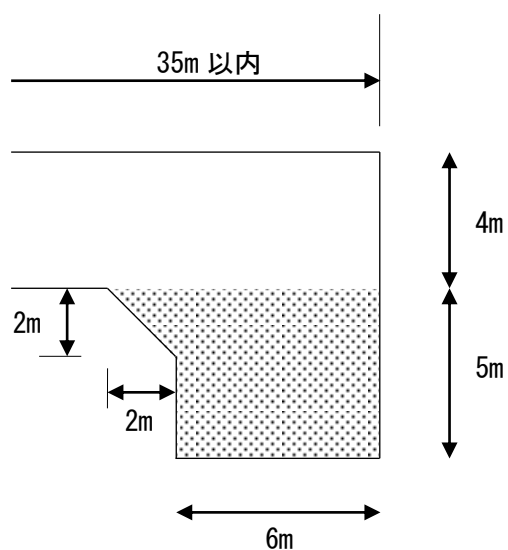
エ 中間転回広場④



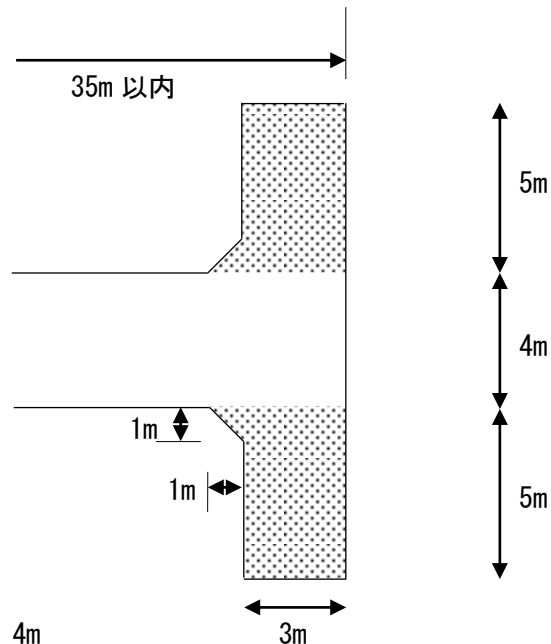
中間転回広場⑤



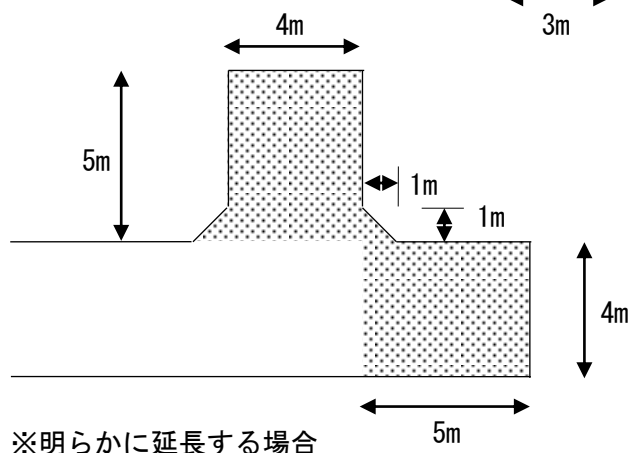
才 終端転回広場①



終端転回広場②

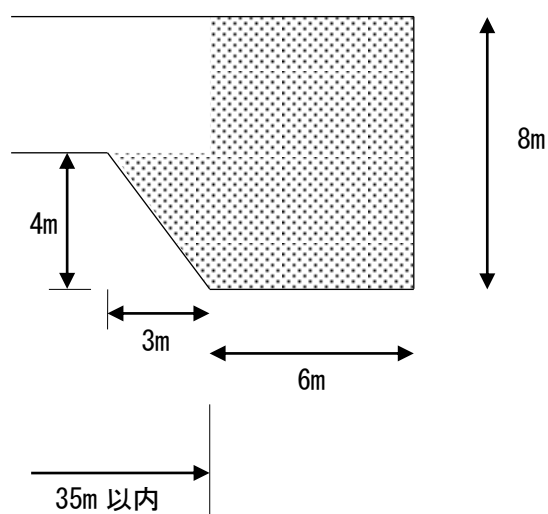


終端転回広場③

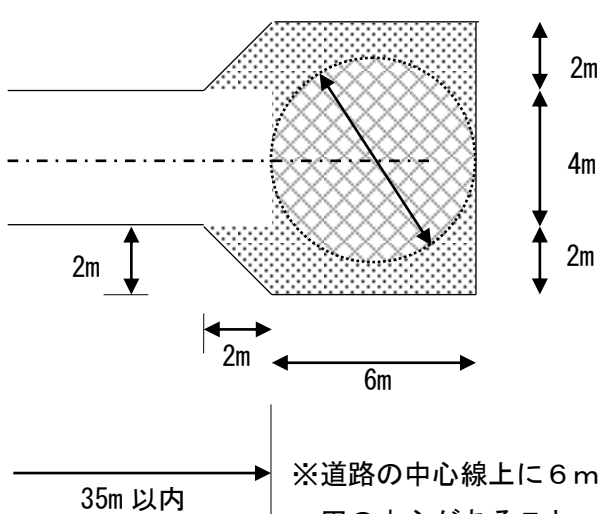


※明らかに延長する場合

終端転回広場④

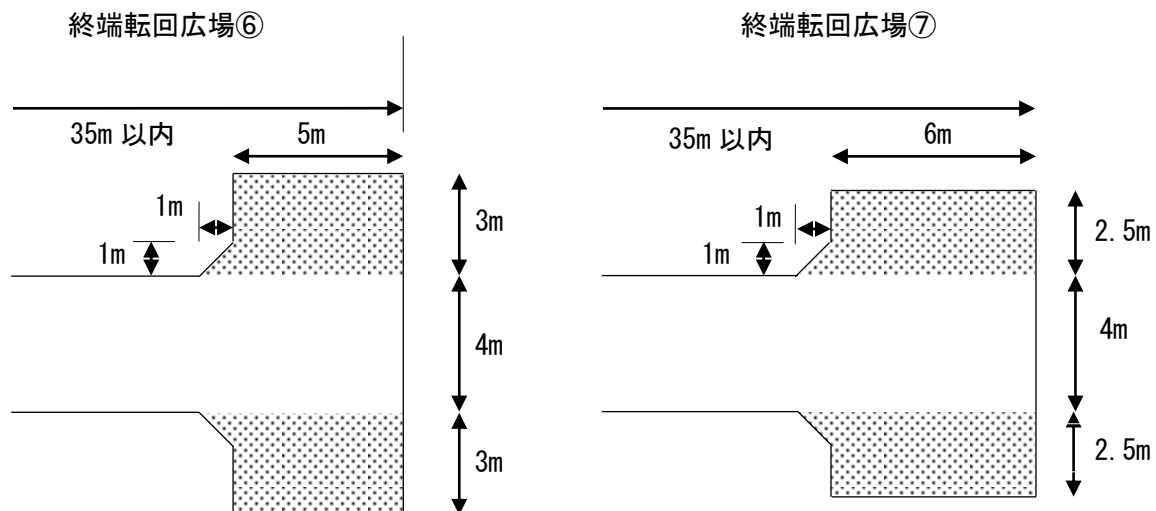


終端転回広場⑤

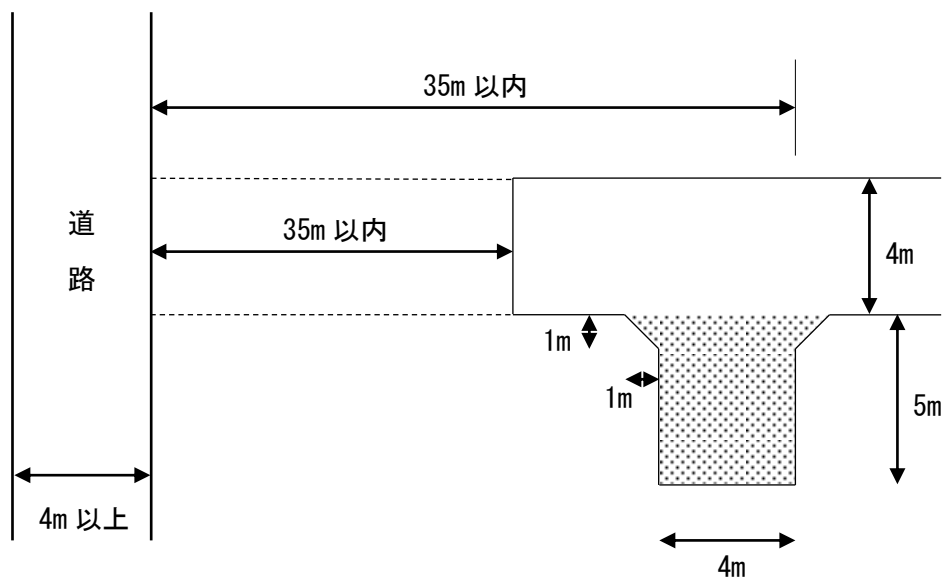


※道路の中心線上に6m
円の中心があること。

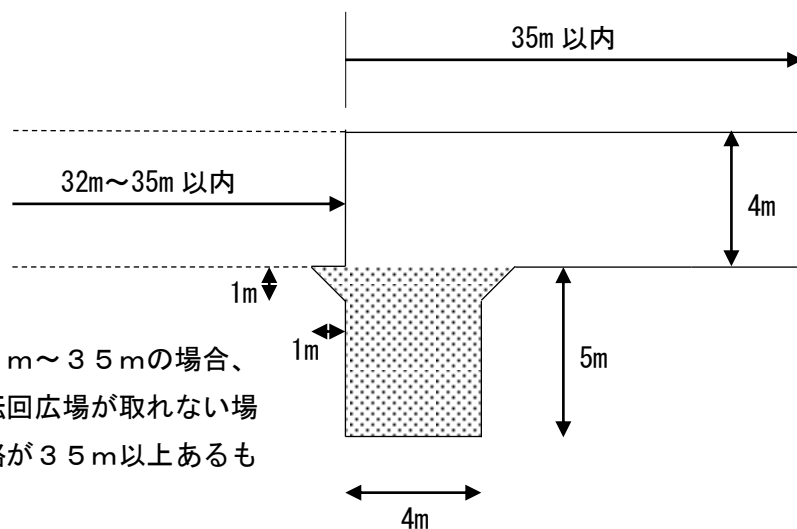
※④、⑤ 既存建物がある等相当な理由がある場合で、通行上支障がないと認められる場合のみ認める。



カ 袋路状既存道路に接続する場合の転回広場①

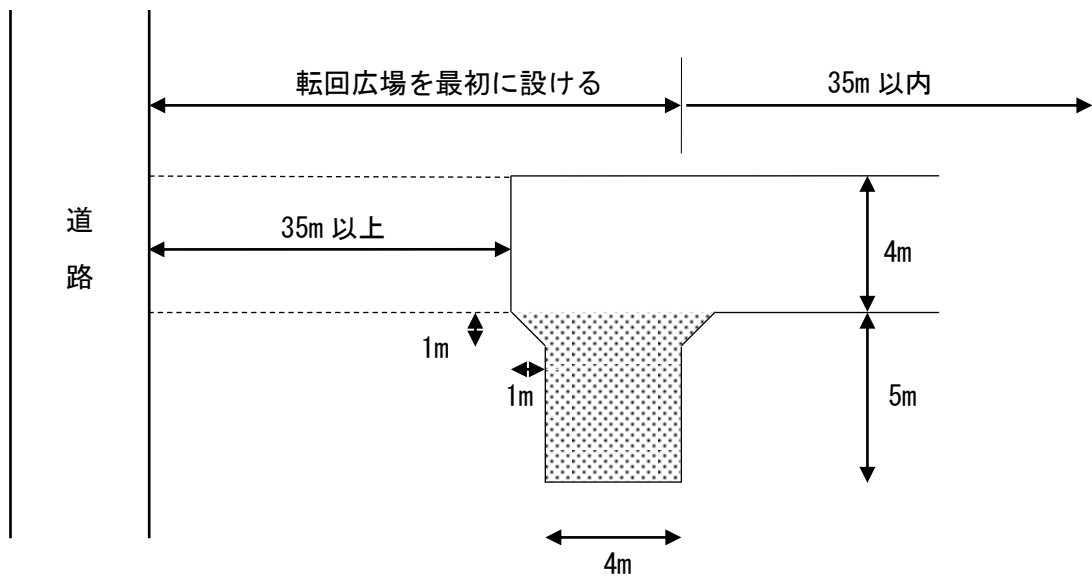


キ 袋路状既存道路に接続する場合の転回広場②

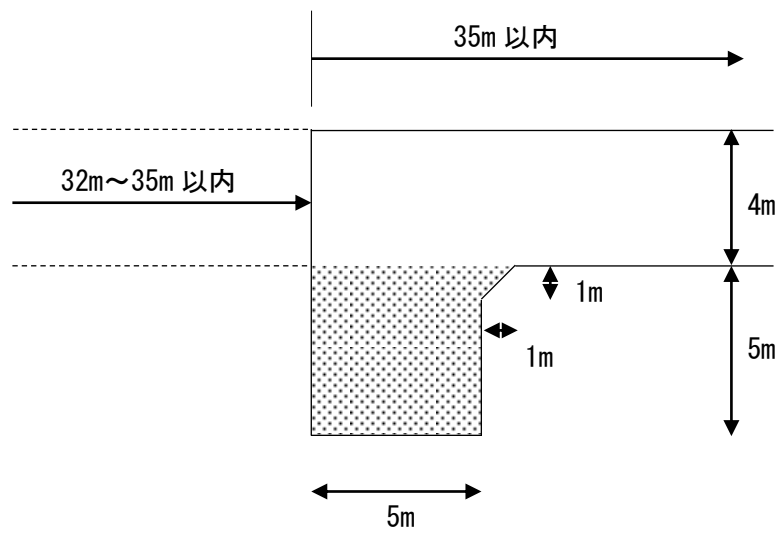


※既存道路が32m~35mの場合、
上図のように転回広場が取れない場
合は、既存道路が35m以上あるも
のとみなす。

ク 袋路状既存道路に接続する場合の転回広場③

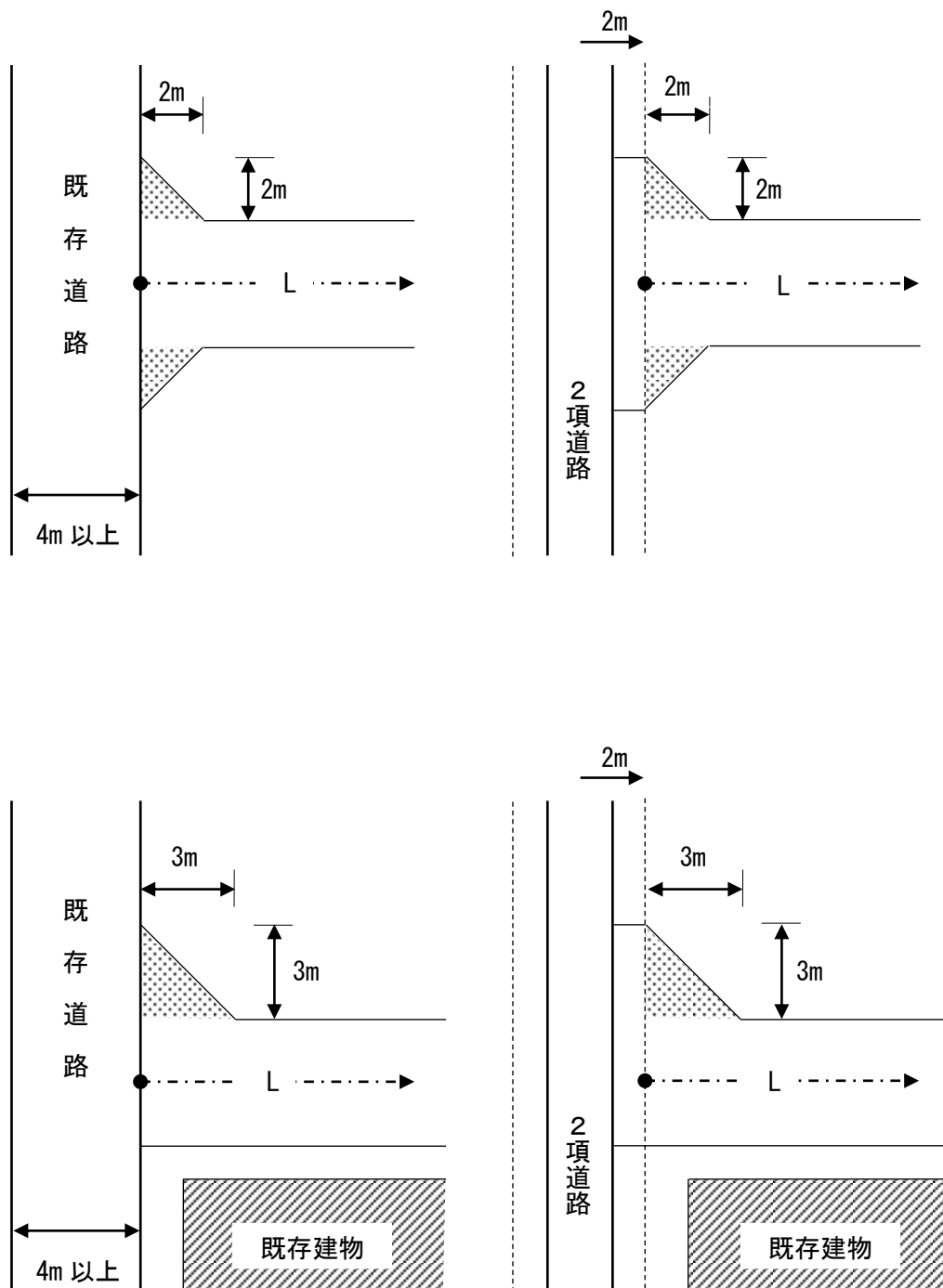


ケ 袋路状既存道路に接続する場合の転回広場④



(4) 道路延長の起点及び角切り位置

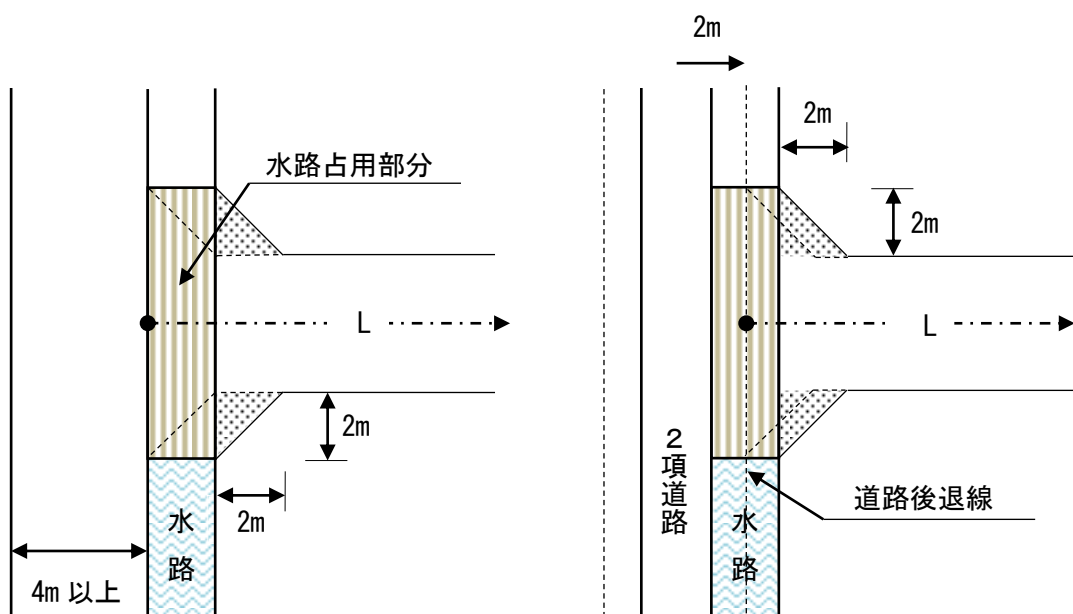
ア 既存道路に接続



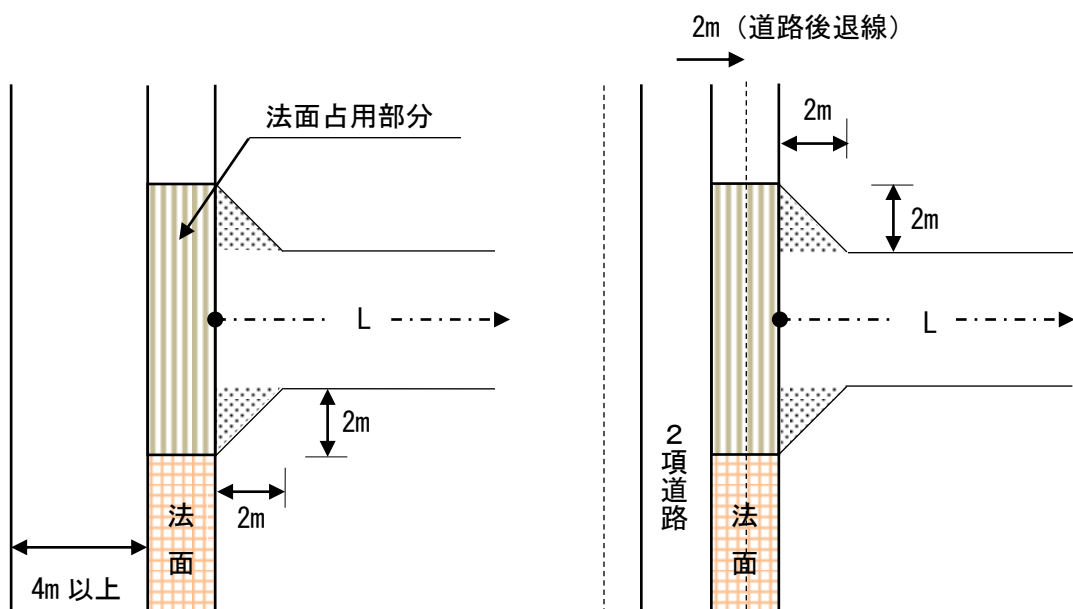
※建築物がある場合で、やむを得ないと認められるものに限る。

(昭和49年9月21日 建第1170号、土木部長通達第2 参照)

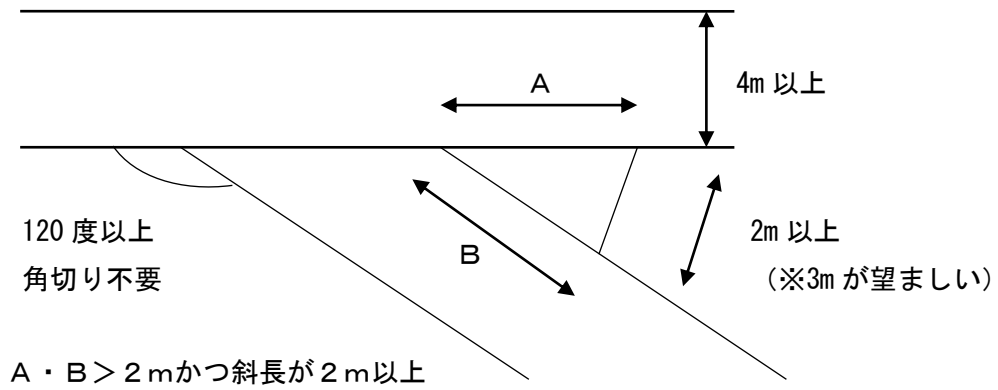
イ 河川・水路に接続



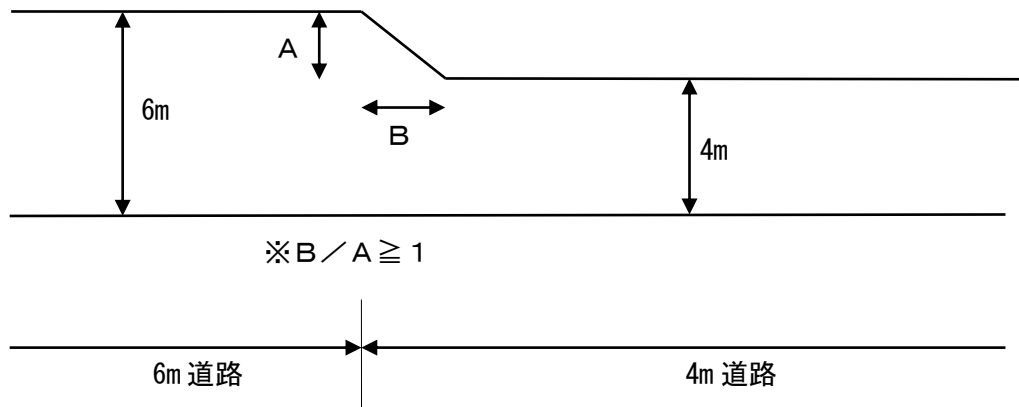
ウ 道路法面に接続



エ 道路交差部分の角切り



オ 道路幅員が途中で変化する場合



(5) その他の構造基準

ア 排水管の構造

本管の接続点、屈曲点は会所を設けること。

イ 汚水樹

公共下水道用の樹脂、又はコンクリート製とする。

ウ 道路横断管

特厚管（コンクリート製）又は、ＨＰの全巻きとする。

エ 水路、河川の取扱い

（ア）位置指定道路とするには、所有者の占用許可等が必要。

（イ）位置指定道路の地番に含める。

（〇〇番地先水路、〇〇番地先河川等）

オ 農道の取扱い

（ア）位置指定道路とするには、所有者の併用承諾等が必要。

（イ）位置指定道路の地番と併記する。

（〇〇番地先農道等）

カ 道路法面の取扱い

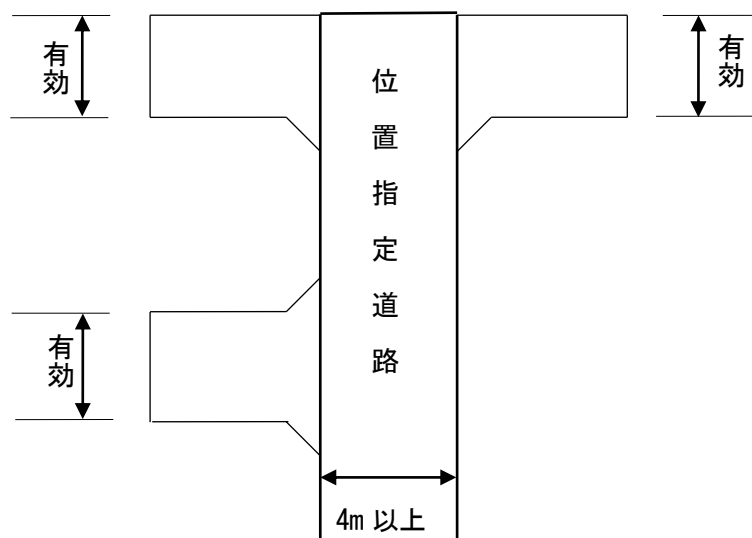
（ア）位置指定道路とするには、所有者の併用承諾等が必要。

（イ）位置指定道路の地番に含めない。

キ 転回広場の接道の取扱い

（ア）接道に関して有効な長さは、転回広場が道路に接している長さとする。

（イ）接道に関して有効とみなす部分は、原則として道路に平行な辺とする。



■関係窓口一覧

担 当 課 名	事 務 内 容	場 所
□農業委員会	農地転用の届出及び許可	市役所 5 階 TEL 0897-65-1313
上下水道局 □工務課 (設計建設 G)	公共下水道の使用及び受益者負担金 公共下水道及び排水施設の接続協議 水路占用許可及び水路自費工事	消防防災合同庁舎 4 階 TEL 0897-65-1281
□建築指導課	建築基準法に基づく建築確認及び許可申請等 福祉の街づくり条例 建築基準法上の道路扱い等相談 道路の位置の指定の相談及び申請・縦覧 建築協定制度の認可 長期優良の認定 建築リサイクル法の届出等	市役所 4 階 TEL 0897-65-1273
開発審査係	開発許可事前相談 土地計画法に基づく開発許可申請 開発行為等に関する証明書の交付	
□都市計画課	都市計画全般について(用途地域、地区計画等) 土地利用計画法に基づく届出窓口 都市計画施設・都市計画道路・用途地域等の確認	市役所 4 階 TEL 0897-65-1270
□道路課	道路占用許可及び道路自費工事申請等 道路全般(認定路線・管理幅員の確認) 市道(水路)の境界査定	市役所 4 階 TEL 0897-65-1272
□流域整備課	農道、農業用水路の排水接続及び自費工事等	市役所 4 階 TEL 0897-65-1263
上下水道局 □工務課 (給排水係)	上水道に関すること	消防防災合同庁舎 4 階 TEL 0897-65-1332
□東予地方局 西条庁舎 管理課	県が管理する国道・県道等に関すること 急傾斜地の崩壊による災害防止法 河川法関係 砂防法関係	東予地方局西条庁舎 (西条市喜多川 796-1) TEL 0897-56-1300

□ 様 式

道路位置指定（変更）事前相談書	・ ・ ・ ・ 第 1 号様式
道路位置指定事前協議（関係各課合議）	・ ・ ・ ・ 第 2 号様式
道路位置指定申請書チェックシート	・ ・ ・ ・ 第 3 号様式
道路位置指定完了申請書審査記録	・ ・ ・ ・ 第 4 号様式
土地所有者等関係権利者の承諾書	・ ・ ・ ・ 第 5 号様式 新居浜市建築基準法施行規則 第 1 2 条関係
公共施設の表示	・ ・ ・ ・ 第 6 号様式
寄付申込書 ※要件有	・ ・ ・ ・ 第 7 号様式
登記原因証明情報兼登記承諾書	・ ・ ・ ・ 第 8 号様式
道路位置指定申請書	・ ・ ・ ・ 第 9 号様式 新居浜市建築基準法施行規則 第 1 2 条関係
築造工事完了届	・ ・ ・ ・ 第 1 0 号様式 新居浜市建築基準法施行規則 第 1 2 条関係

(第1号様式)

道路位置指定(変更)事前相談書

(宛先)新居浜市長

令和 年 月 日

住所

申請者

氏名

新居浜市 地内を、道路位置指定申請することについて、都市計画法、建築基準法及び道路の位置の指定申請・審査の手引き等に基づき、下記事項を事前に協議願いたく申 請 します。

記

指定を受けようとする者		住　所 氏　名					
施行地区の地名・地番		新居浜市					
目　　　　　的		・建売　　　・専用住宅　　　・共同住宅　　　・土地分譲　　　・その他					
道路幅員、延長、面積等		幅員 m	延長 m		面積 m²	指定区域面積 (開発総面積) m²	
取　　　付　　　道　　　路		・公道　・私道		幅員 m	・通り抜け　　　・行き止り		
区　　　　　画		最大面積 m²			最小面積 m²	区画数	
農　　　地　　　転　　　用		・要（ ・済　　　・未済 ）　　　・不要（農地以外）					
官　民　境　界　査　定		・要（ ・済　　　・未済 ）　　　・不要					
用　　　途　　　地　　　域		・					
排　水　処　理　方　法		・汚　水　雑　排　水　（ ・分流式生放流　　　・合流式生放流 ） ・そ の 他 （ ・道路内雨水 （ ・雨水管放流 ・吸い込み ・水路放流 ・合流式生放流 ） ・宅地内雨水 （ ・雨水管放流 ・宅地内吸い込み ・水路放流 ・合流式生放流 ）					
代　　　　　理　　　者		住　所 氏　名 TEL					
寄　　　付　　　の　　　有　　　無		・道路敷地部分 （ ・ 寄付する　　　・ 寄付しない ）					
受 付 欄					備 考		

道路位置指定事前協議 関係各課合議

添付図面

- 1 道路位置指定事前協議申請書
- 2 施行区域位置図
- 3 公図の写し（地番、地目、面積、土地所有者等記入）
- 4 現況図 任 意
（申請地付近を図示し、施行区域に隣接している土地所有者及び
開発(見込)状況等及び道路境界査定の位置も明示）
計画道路上に既存物件、埋設物等がある場合は表示すること。
- 5 土地利用計画図 1/100～1/600程度
（宅地割、地目、地積、高低差等を明示）
- 6 指定道路縦横断面図
（幅員等及び取付道路との取り合い関係も明示）
- 7 排水計画図（雨水、汚水、雑排水等の明示）
- 8 その他必要な図面

合 議（受 付）欄：

- 支障なし
- 支障あり

担当者：

指示・協議事項

道路位置指定申請書チェックシート	令和 年 月 日
-------------------------	-------------------

許可要件の審査（施行令第144条の4）		チェック欄
1	両端が他の道路に接続したもの。ただし、次に該当する場合は、袋路状道路とすることができる。	
	① 延長が35m以下の場合。	
	② 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の回転に支障がないものに接続している場合。	
	③ 延長が35mを超える場合で、終端及び区間35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準（建設省告示第1837号）に適合する自動車の回転広場が設けられている場合。	
	④ 幅員が6m以上の場合。	
2	道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合は除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2mの二等辺三角形の部分道を道に含むすみ切りを設けたものであること。	
3	砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。	
4	縦勾配が12%以下であり、かつ、階段状でないものであること。	
5	道及びこれに接する計画敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。	

※建築基準法施行令で定める基準のほか、新居浜市建築基準法施行規則第12条で、道路の位置の指定等の手続きについて定めています。

■添付書類（書類関係）

項 目		チェック欄
1 道路位置指定申請書	・建築基準法施行規則第12条第1項による第9号様式（正・副）	
2 承諾書	・別添様式による ・共有物件は全権利者名（根抵当権者も含む） ・印鑑証明書を添付（正本に原本、副本には写し） （受付日以前の3カ月以内のもの） ・相続関係を明らかにする必要がある時は、除籍謄本、 相続協議書等を添付	
3 土地・建物 登記事項証明書	・指定道路敷に係る土地（道路後退部分含む）及び建物の 登記事項証明書（受付日以前の3カ月以内のもの）	
4 公図の写し	・水路、農道等判別できるもの。地番を明示 ・申請道路敷き赤塗り、区画分け赤線を表示	
5 放流同意書	・土地改良区、水路管理（所有）者等	
6 水路架橋承諾書	・水路管理者	
7 （取り付き） 道路の幅員証明書	・隣接農道、畦畔、水路等 ・隣接河川、堤防等 ・私道の場合、同意書も必要 } 境界査定書等	
8 宅建免許証の写し	・申請理由と連動（宅地分譲、建売住宅等）	
9 許可証等の写し	・農地転用許可、占用許可等	
10 農道併用等	・計画前に管理者と協議すること（承諾書）	

■添付図書(図面関係)

項 目			チェック欄
1 附近見取図		・方位・道路及び目標となる建物（住宅地図）	
2 現況図	1/200 以上	・敷地内及び周辺の状況（既存建物等図示）	
3 土地利用 平面図	1/200 以上	・縮尺、方位、敷地境界線、地番、地目 ・指定を受けようとする道路の位置、延長、幅員 ・道路及び水路の位置 ・土地、道路の高低その他形状の特記事項 ・道路敷き所有者及びその土地の権利を有する者の氏名 ・権利を有する者の氏名 ・用途地域界、都市計画道路等	
4 求積表（図）	1/300 以上	・申請道路部分 ・建築敷地等（敷地割毎）	
5 道路平面図	1/200 以上	・接続する基準法上の道路の種類、幅員 ・申請道路の幅員、延長、周囲及び角切り長さ	
6 道路横断面図	1/20 以上	・道路構造、排水管、擁壁等 （舗装：表、中、下層 t=40, 100, 300）	
7 道路縦断面図	1/20 以上	・道路構造、排水管、既存道路との接続部分 （横断勾配は1.2%以下）	
8 排水計画図		・平面図（1/200以上） ・本管縦断面図（1/20以上） ・枝管縦断面図（1/20以上）	
9 高低測量図	1/200 以上	・敷地が平坦な場合は、土地利用平面図を兼ねても可	
10 構造図	1/50 以上	・側溝、会所、擁壁、床板等	
11 写真方向図 及び写真	1/200 以上	・写真方向図（平面図） ・全区域、前面道路、水路等 ・総画素数100万画素以上で撮影 ・画像サイズは、1280ピクセル×960ピクセル程度	
12 その他		・既存の袋路状の道路を延長する場合は、その現況図及び 道路の縦断面図	

※1 申請書製本の際には、添付書類、添付図面毎に整理し、それぞれの書類にインデックスを付けること。

※2 提出時には、正本1部、副本1部、関係各課合議用必要部数を提出すること。

※3 **事前協議書は、関係各課＋1部、合議書は、関係各課数を提出**すること。

(第4号様式)

道路位置指定完了申請書チェックシート	令和 年 月 日
--------------------	-------------------------

工事完了届	チェック欄
道路の築造工事完了届（条例規則第12条第4項）・・・（3部提出）	

※新居浜市建築基準法施行規則第12条第4項に基づく。（第10号様式）

■添付書類(各3部)

項 目			チェック欄	
1	築造工事完了届	道路の築造工事完了届（条例規則第12条関係）		
2	工事写真	・ 着工前（全景）		
		・ 完了時（全景）※着工前との比較ができること		
		・ 各構造物工事中写真		
		・ 床板配筋		
		・ アスファルト舗装		
		・ 側溝		
		・ 会所		
3	その他必要な図書	・ 排水管		
		・ 擁壁		
		※各工種とも、寸法が確認できる写真とすること。		
		・ 附近見取図	●各3部 申請道路 着色図面	
		・ 公図の写し（分筆後）		
		・ 確定求積図		
・ 完了図				
	(各種構造図、二次製品はミルシート等)			
	・ 道路の位置の指定を受ける土地の謄本 <u>（地目変更確認）</u>			
	・ 関係法令の検査済証等の写し			

※工事写真は、下水道建設課と道路課の「写真撮影リスト」を参照してください。

土地所有者等関係権利者の承諾書

道路位置指定申請人 住所

氏名 印

申請道路の所在地 新居浜市

上記に関して、建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定（廃止）を受けることについては、土地所有者等権利関係者として何等異議がないので承諾します。

令和 年 月 日

権利の種別

権利の所在地 新居浜市

権利者 住 所

氏 名 印

注：権利者の印鑑証明書を添付してください。

承諾書

令和 年 月 日

(宛先) 新居浜市長

位置指定道路隣接権利者

土地・建物

所有者・地上権・その他 (権)

住所

氏名

印

このたび、新居浜市 の敷地に隣接して建築基準法第42条第1項第5号による位置指定道路が築造されることにより生じる次の制限について承諾します。

- 1 位置指定道路からの建築物に対する高さの制限（建築基準法第56条）
- 2 位置指定道路を利用しての建築の禁止（都市計画法第29条）
- 3 一体とみなされる同時期の開発行為

『参考』

・建築基準法第43条（接道義務）

建築物の敷地は、道路に2m以上接していなければならない。

・同第44条（道路内の建築制限）

建築物（門、へいを含む）又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に突き出して建築し、又は築造してはならない。

・法第56条第1項（道路斜線制限）

建築物の各部分の高さは、敷地の前面道路の反対側の境界線までの水平距離に住居系地域では1.25倍、その他の地域では1.5倍の数値を乗じた数値以下にしなければならない。

公 共 施 設 の 表 示

公共施設 の 種 類	概 要	管理に関する 特 記 事 項	備 考
道 路 施 設	(1) 面積 (2) 幅員・延長		(敷地の所在)
下 水 道 施 設	(1) 管 渠 (管径・延長・管種) 汚水 雨水 (2) 人 孔 (形式・数量) 汚水 雨水 (3) 宅内枳 (形式・数量) 汚水		
そ の 他			

(第7号様式)

令和 年 月 日

(宛先) 新居浜市長

寄付申込者 (住所)

(氏名)

寄 附 申 込 書

次に表示する物件を寄付しますから、受納くださるよう申し込みします。

1 物件の表示

(土 地) 新居浜市

(施設等)

道路施設 下水道施設 道路施設
(別紙のとおり。)

2 添付書類

(1) 位置図、公図 (分筆後)、土地利用平面図、地積測量図 (分筆後) 【写各10部】

※各図面は当該地を朱書きのこと。

(2) 寄付する土地の登記簿謄本 【原本1部、写1部】

(3) 登記承諾書、登記原因証明情報 【原本2部、写1部】

(4) 印鑑証明、商業登記簿謄本又は資格証明書 (法人の場合) 【原本1部、写1部】

(5) 道路の位置の指定申請書の写し 【写5部】

(6) 現況写真 (当該地を朱書きのこと。) 【原本2部】

※施設全景が確認でき、かつ施設上に占有物件がないと確認できるもの。

(7) 施設関連図面 (各寄付施設の構造図等一式) 【写5部】

(8) その他必要な書類

登記原因証明情報兼登記承諾書

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者(甲) 新居浜市
義務者(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
株式会社 新居浜
代表取締役 新居浜 太郎

実印

(2) 不動産の表示

土地の表示	所在	新居浜市 <u>一宮町一丁目</u>			
	地番	地目	地積 m ²		備考
	<u>甲 1 2 3 4 番 5</u>	<u>公衆用道路</u>	<u>1 2 8</u>	<u>9 9</u>	
	<u>甲 1 2 3 4 番 6</u>	<u>公衆用道路</u>	<u>7 8</u>		
	<u>以下 余 白</u>				

2 登記の原因となる事実又は法律行為

- (1) 乙は、甲に対し、令和 年 月 日、本件不動産を寄附し、甲はこれを受納した。
(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

3 登記の承諾

乙は、上記の登記原因により、甲が本件不動産の所有権移転登記をすることを承諾した。

令和 年 月 日 松山地方法務局 西条支局

上記のとおり相違ありません。

(権利者) 新居浜市
新居浜市長 古川 拓哉

(義務者) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
株式会社 新居浜
代表取締役 新居浜 太郎

実印

第9号様式(第12条関係)

正

道路の位置の指定(変更・廃止)申請書

令和 年 月 日

(宛先) 新居浜市長

申請者住所

氏名

TEL() —

新居浜市建築基準法施行規則第12条の規定による道路の位置の(廃止)申請をします。
この申請書及び添付図書に記載の事項は事実と相違ありません。

図書作成者住所氏名							
関 係 地 位 置		新居浜市		町	丁目	番地	
道 路 の 幅 員		m		m	m		
道 路 の 延 長		m		m	m		
関 係 土 地 地 番		土地所有者住所氏名		印	土地に関する所有権 以外の権利者		印
1				印			
2				印			
3				印			
4				印			
5				印			
6				印			
7				印			
※ 通知 番号 欄	受 付 番 号	第 号				受付印	
	受付年月日	令和 年 月 日					
	告 示 番 号	第 号					
	告示年月日	令和 年 月 日					

第9号様式(第12条関係)

副

道路の位置の指定(変更・廃止)通知書

令和 年 月 日

申請者住所

氏名

新居浜市長

令和 年 月 日付けで申請の道路の位置の（廃止）について、新居浜市建築基準法施行規則第12条の規定により承認したので通知します。

図書作成者住所氏名						
関 係 地 位 置		新居浜市		町	丁目	番地
道 路 の 幅 員		m		m	m	
道 路 の 延 長		m		m	m	
関 係 土 地 地 番		土地所有者住所氏名	印	土地に関する所有権 以外の権利者		印
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
※通知 番号欄	受 付 番 号	第 号				受付印
	受付年月日	令和 年 月 日				
	告 示 番 号	第 号				
	告示年月日	令和 年 月 日				

第10号様式(第12条関係)

道路の築造工事完了届

令和 年 月 日

(宛先) 新居浜市長

築造主 住 所

氏 名

令和 年 月 日申請の道路の築造を完了したので、新居浜市建築基準法施行規

則第12条の規定により届けます。

道路位置地名地番	新居浜市 町 丁目 番地		
道路の幅員	m	m	m
道路の延長	m	m	m
備考			
※受付印	※検 査	※報 告	※指 定
第 号	年 月 日	年 月 日	年 月 日
担当印	担当印	担当印	担当印

注意 ※印欄は、記入しないでください。